

藤沢市税務地図情報システム構築業務公募型プロポーザル評価要領

1 選定の対象となる事業者

選定は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 藤沢市税務地図情報システム構築業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき参加資格通知書を受け、参加資格があることを確認された事業者であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) 藤沢市税務地図情報システム機能要件（様式第8号）において必須機能とする項目が「対応不可」でないこと。

2 評価方法

- (1) 評価方法は、提案見積金額による価格点及びシステム機能要件の適合状況、事業提案に関するプレゼンテーション、システム機能提案に関するヒアリングによる技術点で構成される合計評価点で競うものとする。提出書類については、次のとおりとする。

ア 会社概要書（様式第2号）

添付書類 会社案内のパンフレット等

イ 事業提案書（様式第6号）

添付資料 事業提案書

ウ システム機能提案書（様式第7号）

添付資料 システム機能提案書

エ 藤沢市税務地図情報システム機能要件（様式第8号）

オ 代替機能書（様式第9号）

カ 見積書（様式第10号）

キ 見積内訳書（様式第11号）

ク 概算見積書（様式第12号）

- (2) 合計評価点に対する各評価項目の配点は次のとおりとする。

評価項目		評価者	配点
価格点	提案見積金額	(自動計算)	100
技術点	システム機能要件の適合状況	(自動計算)	400
	事業提案に関するプレゼンテーション	選定委員	200
	システム機能提案に関するヒアリング	機能判定員	300
合計評価点			1000

3 評価方法の共通事項

- (1) 各項目の評価点に端数が生じた場合、小数点第三位を四捨五入とする。
- (2) 價格点及び技術点の3項目を合計した値(合計評価点)に端数が生じた場合、小数点第一位を切捨てた結果を最終的な合計評価点とする。

4 價格点による評価（100点満点）

価格点は、提案者から提出された初期導入費を要する見積書（様式第10号）及び本稼動後の保守業務及びデータ更新業務・固定資産（土地）評価システム作成業務に要する概算見積書（様式第12号）の提案金額から、以下の算出方法により算出をする。

なお、提出された見積書（様式第10号）の見積金額及び概算見積書（様式第12号）の見積金額の合計金額を「提案見積金額」とし、提案者の中で最も安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とする。

【計算式】（小数点第3位を四捨五入）

$$\text{提案者中最低見積金額} \div \text{提案見積金額} \times 100 \text{点} = \text{価格点}$$

例：提案者中最低見積金額が420,000千円に対し、提案見積金額が501,000千円だった場合。

$$\text{【計算式】 } 420,000 \text{千円} \div 501,000 \text{千円} \times 100 \text{点} \approx 83.83 \text{点}$$

※初期導入費の見積金額は25,806千円（税込み）を上限とし、上限金額を超えた見積書を提出した参加者は失格とする。

※本稼動後5年間の契約金額は478,456千円（税込み）を想定しているが、見積金額に上限は設けない。ただし、適正ではないと判断される見積金額を提出した参加者は失格とする。

5 技術点による評価（900点満点）

- (1) システム機能要件の適合状況の評価（400点満点）

ア 藤沢市税務地図情報システム機能要件（様式第8号）に記載された事項について、各項目の配点に基づき以下の区分に応じた係数を乗じて評価を実施する。

評価	説明	係数
A	パッケージ標準機能により適合	1.0
B	代替機能により適合	0.7
C	カスタマイズにより適合	0.5
D	対応不可	0.0

イ 次の計算式に基づき評価点を算出する。

【計算式】(小数点第3位を四捨五入)

$$400 \text{ 点} \times (\text{配点毎の合計得点} \div 970 \text{ 点})$$

=システム機能要件の適合状況の評価点

なお、「代替機能により適合」の項目のうち、当該代替案が実現可能性の低いものと判断された場合は、採点上「対応不可」と同等に扱うものとする。当該判断はシステム機能提案に関するヒアリング実施日に藤沢市税務地図情報システム機能判定員の協議を踏まえて、藤沢市税務地図情報システム選定委員長が決定するものとする。

(2) 事業提案に関するプレゼンテーション（200点満点）

ア 評価方法

事業提案書を基に、事業提案に関するプレゼンテーション内容が分かりやすく、藤沢市の適正な固定資産税課税業務に資する「税務地図情報システム」の構築を担う能力を有しているかどうか、「藤沢市税務地図情報システム評価基準表」に基づき評価を実施する。評価は、次の4段階で評価する。

評価	説明	係数
A	まったく不安を感じない、もしくは優れている。	1. 0
B	概ね不安を感じない、もしくは一般的である。	0. 7
C	若干不安を感じる、もしくはやや劣っている。	0. 3
D	不安を感じる、もしくは明らかに劣っている。	0. 0

イ 評価者

藤沢市税務地図情報システム選定委員が評価を行う。

ウ 集計方法

評価項目毎の配点に各選定委員の評価結果の平均係数を乗じた値を得点とし、全項目の得点の合計を評価点とする。

(3) システム機能提案に関するヒアリング（300点満点）

ア 評価方法

システム機能提案書を基にシステム機能提案に関するヒアリング内容が分かりやすく、藤沢市の意図する機能を有していることかどうか、「藤沢市税務地図情報システム評価基準表」に基づき評価を実施する。評価は、次の4段階で評価する。

評価	説明	係数
A	非常に優れている。	1. 0
B	要求を満たしている。	0. 7
C	要求を満たしていない部分がある。	0. 3
D	全く要求を満たしていない、もしくは提案がなされていない。	0. 0

イ 評価者

藤沢市税務地図情報システム機能判定員が評価を行う。

ウ 集計方法

評価項目毎の配点に各判定員の評価結果の平均係数を乗じた値を得点とし、全項目の得点の合計を評価点とする。

6 優先交渉権者の決定

- (1) 提案見積金額、システム機能要件の適合状況、事業提案に関するプレゼンテーション及びシステム機能提案に関するヒアリングによる評価点の合計評価点を算出する。
- (2) 合計評価点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、合計評価点が2番目に高い提案者を第2位優先交渉権者とする。
- (3) 合計評価点が同点の場合は、プレゼンテーションとヒアリングの合計評価点の高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 参加者が1者であった場合は、合計評価点が藤沢市の認定する基準点（全審査項目の合計配点の6割）を超えていれば、当該参加者を優先交渉権者とする。
- (5) 複数の参加者があった場合であっても、合計評価点が藤沢市の認定する基準点（全審査項目の合計配点の6割）を超える参加者がいない場合は、優先交渉権者を選定しないものとする。
- (6) 優先交渉権者と藤沢市がシステム構築の提案内容の再確認・協議の結果、構築事業者として見送られた場合は、第2位優先交渉権者との交渉により藤沢市税務地図情報システム構築事業者を決定する。

以上